

公表制度について

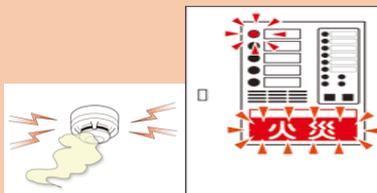
令和2年4月1日から始まります

建物を利用しようとする方がその建物の危険性に関する情報を入手し、建物利用の判断ができるよう【**重大な消防法令違反**】のある建物の情報を公表するものです。

—公表となる建物—

ホテル・旅館、飲食店、病院、社会福祉施設等の不特定多数のものが出入りするもの

—重大な違反となる消防用設備等—



自動火災報知設備



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備

設置が義務付けられているにもかかわらず、自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備が設置されていないもの

—公表内容・公表方法—

建物名、住所、違反の内容等を美作市のホームページで公表します

—公表の流れ—



お問い合わせ先
美作市消防本部予防課
TEL：0868-72-2602
FAX：0868-72-2699